

令和7年度介護サービス事業所等物価高騰対策支援金（重点支援交付金）に関するQ&A

【1】変更点

番号	項目	質問内容	回答
1	対象施設・事業所	支援対象施設・事業所に変更はあるか	「介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業」と対象施設・事業所を合わせるため、今回は対象を拡充しています。 ・軽費老人ホームは県所管のみだけでなく、政令市も対象とする ・養護老人ホームを対象とする（政令市も含む） ・公立の介護施設や指定管理制度導入施設を対象とする
2	支援金と他の補助金との重複申請	この支援金（重点支援交付金）と、本県の「介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金」及び「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金」等、他の補助金との重複申請はできるか	この支援金（重点支援交付金）は、対象となる施設・事業所に係る物価高騰や、介護補助員・運転手等の賃金改善その他の施設運営に係る費用の支援を目的としています。この支援金と「介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金」、「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金」等の補助金の申請を行うことは可能です。ただし、支出する経費について、重複が生じないように留意してください。支援金に係る帳簿、証拠書類の保存は交付要綱に定められていますので、御確認をお願いします。
3	支援金と障害の同支援金との重複申請	この支援金（重点支援交付金）と、本県の「障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業」との重複申請はできるか	この支援金（重点支援交付金）は、対象となる施設・事業所に係る物価高騰や、介護補助員・運転手等の賃金改善その他の施設運営に係る費用の支援を目的としています。「障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業」と同様の目的での支援となりますので、重複しての申請はできません。訪問系や共生サービス実施事業所等は特に御留意ください。
4	上限額	今回は、交付上限額はないのか	今回は、交付上限額を定めず、運営規程（指定権者への届出が条件）に定める定員数に応じて支援金を交付します。
5	交付金額	今回、定額の運営費支援が追加されたが、訪問系、居宅介護支援はなぜ対象外か。また、使途に制限等はあるのか。	処遇改善加算等の対象とならない介護補助員・運転手等の賃金改善その他の施設運営に係る費用の支援を目的としているため、訪問系や居宅介護支援事業所は対象外としています。使途は、介護補助員等の賃金改善その他の施設運営に係る費用全般に使うことができます。例えば、物価高騰に伴う、運転の委託、清掃の委託等に係る経費の上昇分が該当します。

【2】支援金の目的と対象となる施設・事業所

番号	項目	質問内容	回答
1	目的	支援金の目的は	物価高騰対策の影響を受けている介護サービス施設、事業所の内、介護報酬や補助の単価が公定単価で定められているため、物価高騰に伴うそれらの改定が速やかに実施されない施設・事業所に対する支援及び処遇改善加算等の対象とならない介護補助員・運転手等の賃金改善その他の施設運営に係る費用の支援が目的です。ただし、より物価高騰の影響を受けやすい施設・事業所に重点を置いているため、一部対象となっていない事業所があります。
2	対象施設・事業所	支援金の対象施設・事業所は	貴法人が静岡県内で運営する介護サービス施設・事業所の内、支援金交付要綱に記載された要件を充足するものが対象となります。
3	対象施設・事業所	以下の事業所が支援金の対象となっていない理由は ①保険医療機関がみなし指定をうけている訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所 ②居宅療養管理指導事業所	いずれも保険医療機関や保険薬局の併設事業所であり、支援の必要性は本体である医療機関や薬局を所管する部局で検討することであるため、支援の対象外としました。
4	対象施設・事業所	以下の事業所が対象となっていない理由は ①福祉用具貸与事業所 ②特定福祉用具販売事業所	福祉用具貸与事業所は、介護サービスと無関係な事業所(工務店等)に併設する事業所も多く、また、福祉用具貸与事業所の貸与価格については、国が設けている上限額が、同時に公表されている全国平均額より高く設定されており、その範囲内で貸与価格を見直すことが可能だからです。 なお、特定福祉用具販売事業所は、ほとんどが福祉用具貸与事業所と一体であり、かつ介護報酬を受け取っている事業所では無いため対象外としました。
5	対象施設・事業所	以下の事業所が対象となっていない理由は ・総合事業の指定事業所で訪問介護や通所介護等の指定を受けておらず訪問型サービスや通所型サービスだけを行っている事業所	総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）については、指定権者である所在市町が一番状況を把握しているため、当該市町が自ら必要性を判断して支援すべきものと考えて県の支援の対象外としました。
6	対象施設・事業所	以下の施設が対象となっていない理由は ・特定施設入居者生活介護事業所や地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けていない有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅	有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は、あくまでも私人間の契約で居室料等の価格を決める事ができるため、基本的に支援金の対象外です。ただし、例外的に介護報酬で介護サービスを提供している特定施設入居者生活介護事業所及び地域密着型特定施設入居者生活介護事業所については、その利用者数(実数)に応じて支援金の対象としています。
7	対象施設・事業所	併設型短期入所生活介護事業所が単独型短期入所生活介護事業所と異なり単独で支援の対象となっていない理由は	併設型は本体施設と人員基準、設備基準等において一体的な運営を行っていることから、定員を本体施設と合算して取り扱うこととしています。

番号	項目	質問内容	回答
8	対象施設・事業所	短期入所療養介護事業所が対象となっていない理由は。	短期入所療養介護事業所は、指定事業所が2つだけ（内訳：介護老人保健施設1、保険医療機関1）であり、他は介護保険施設（介護老人保健施設、介護医療院）と保険医療機関のみなし指定事業所です。保険医療機関に対する支援の必要性については、所管する部局で検討することであるため、支援の対象外としました。また、介護保険施設の短期入所療養介護事業所については、ほとんどが空床利用であるため支援の対象外とします。
9	対象施設・事業所	同じ建物内で、訪問介護と訪問入浴介護の事業を実施している場合はどうなるのか。	同一住所でも事業所番号又はサービス種別が異なり、それぞれ事業所指定を受けていれば、2つの事業所それぞれが支援金の対象となります。
10	対象施設・事業所	軽費老人ホームや養護老人ホームは支援金の対象となるが、特定施設入居者生活介護の指定を併せて受けている場合はどちらのサービスが支援金の対象となるか。	軽費老人ホームや養護老人ホーム（以下「軽費老人ホーム等」という。）で特定施設入居者生活介護の指定を併せて受けている場合は、軽費老人ホーム等として支援金の対象となります。軽費老人ホーム等については特定施設入居者生活介護の施設種別では支援金を申請できませんので、御注意ください。 軽費老人ホーム等で地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を併せて受けている場合も同様です。
11	対象施設・事業所	旧一部ユニット型の介護老人福祉施設で同一建物内に従来型とユニット型の施設があるが、それぞれの施設毎に支援金の対象となるのか。	旧一部ユニット型の介護老人福祉施設で従来型施設とユニット型施設を併せて運営している場合は、それぞれの施設毎に支援金の対象となります。交付限度額もそれぞれの施設毎に適用されますので、申請する際は別施設として定員を分けて記載してください。
12	対象施設・事業所	上記のような旧一部ユニット型の介護老人福祉施設で短期入所生活介護事業所を併設しているが、従来型施設とユニット型施設のどちらの施設の併設事業所として考えたら良いか。	併設短期入所生活介護事業所が従来型であれば従来型施設の併設事業所として、併設短期入所生活介護事業所がユニット型であればユニット施設の併設事業所として扱ってください。
13	対象施設・事業所	介護老人保健施設で併設短期入所療養介護事業所は対象外となるが、短期入所生活介護事業所を併設している場合は対象になるか。	介護老人保健施設で短期入所生活介護事業所を併設している場合は対象になります。この場合、申請の際は介護老人保健施設の定員と併設短期入所生活介護事業所の定員を合算して申請額を算定します。
14	対象施設・事業所	基準日には事業を行っていたが、申請時に廃止しており、新たに他の事業者が引き継ぎ、指定を受けて事業を行っている場合は対象となるか。	対象となりません。

番号	項目	質問内容	回答
15	対象施設・事業所	空床型の短期入所生活介護事業所は対象とならないのか。	空床型の短期入所生活介護事業所は対象外です。単独型及び併設型の短期入所生活介護事業所についてのみ、支援金の対象になります。（併設型短期入所生活介護事業所については本体施設と定員を合算して算定します。）
16	対象施設・事業所	地域包括支援センターは支援の対象とならないのか。	地域包括支援センターは対象外です。 ただし、居宅介護支援事業所の指定を受けている場合は、居宅介護支援事業所として支援対象になります。
17	対象施設・事業所	単価はどのように算定しているのか。	単価については、総務省家計調査（光熱費等）や消費者物価指数（食材料費）、ガソリン年間平均価格等を基に前年度（支援金交付）からの上昇分について積算し、設定しています。介護補助員・運転手等の賃金改善その他の施設運営に係る費用の支援については、国の賃上げ支援に準じて算定しています。
18	対象施設・事業所	なぜ、特定入所者介護サービス費の支給対象となる施設種別を食材料費の支給対象とするのか。	介護保険施設等の居住費（滞在費）と食費については、保険給付の対象外となりますが、低所得者には所得の額に応じた負担限度額が設けられており、負担限度額を超えた分については上限となる基準費用額との差額が「特定入所者介護サービス費」として介護保険から施設等に支払われ、さらに基準費用額を超えた部分は施設の負担となります。こうした利用者に価格転嫁できない部分について、支給対象としています。
19	対象施設・事業所	軽費老人ホームや養護老人ホームはなぜ食材料費の支給対象とするのか。	軽費老人ホーム等の食材料費は「生活費」として利用者が負担することになっており、生活費は国の指針を基に、県の要綱で定めています。軽費老人ホーム等の入居者は低所得者が主であるため、食材料費高騰分について、利用者に転嫁することを想定した生活費の引き上げは難しいため、支援の対象としました。
20	事業所定員数の考え方	午前19名、午後19名の2単位で通所介護を行っているが、この場合の定員は19名となるか。	指定権者に届け出ている「同時に通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限」が、定員数になります。質問の場合については、定員19名となります。
21	事業所定員数の考え方	通所介護で曜日によって定員が異なる場合について、例えば週6日運営のうち2日間は30名の単位、4日間は25名の単位で届出しているが、この場合の定員数はどうなるか。	通所介護で曜日によって定員が異なる場合については、最も定員が多い日の定員数により申請してください。質問の場合については、定員30名となります。
22	平均実利用者数の計算方法	特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の平均実利用者数を計算した結果、小数点以下の数字が出る場合はどのように申請するか。	特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の平均実利用者数に少数点以下の端数が出る場合には、小数点以下を切り上げて整数で申請してください。

23	平均実利用者数の計算方法	特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の平均実利用者数を計算する際に、対象期間中入院していた方がおり、その方の定員（部屋）はそのまま確保しているものの実際には施設に居なかった場合は人数として含まれますか。	特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の利用契約が継続しており該当者の部屋が確保されている場合には、実利用人数にカウントして差し支えありません。
24	事業所定員数の考え方	認知症対応型通所介護で1単位定員12名の単位を同時並行で2単位実施しているが、この場合の利用定員数はどうなるか。	複数単位を同時並行的に実施している場合は、同時に認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用定員数の合計を事業所の利用定員数として申請してください。質問の場合については、利用定員数24名で申請できます。

【3】支援金の金額や使い道と精算方法

番号	項目	質問内容	回答
1	支援金の対象期間	支援金の対象期間は	支援金の金額は、令和7年4月から令和8年3月までの物価高騰影響額に対する支援を行うものです。
2	支援金の金額	金額が少くないか	物価高騰が県内の多種多様な事業者を直撃している中において、介護サービス施設・事業所に対する支援金は、小規模な事業所に主眼をおいた特例的なものです。金額については、県の財政状況も踏まえて決まったものであり、御理解をお願いします。
3	支援金の金額	小規模多機能型居宅介護事業所や看護小規模多機能型居宅介護事業所に訪問系事業所分の単価を加算していない理由は	小規模多機能型居宅介護事業所における訪問サービスの比率は低いため支援金の額に反映させていません。また、看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その半分以上が訪問看護事業所併設型であり、別途支援金の交付がなされています。
4	支援金の使い道	支援金の使い道について、制限はあるのか また、それを確認するための資料を提出する必要があるのか。	支援金の使い道は、対象となる施設・事業所に係る光熱費、食材料費、燃料代等の物価高騰分、介護補助員・運転手等の賃金改善その他の施設運営に係る費用分等、物価高騰全般に充当が可能です。また、使い道を確認するための証拠書類等の提出は申請時には求めています。ただし、次の設問にあるとおり、証拠書類等の保管は必要であり、本来の使い道以外に利用したことが判明した場合は、支援金の返金を求めることになりますので、御留意ください。
5	支援金の証拠書類等の保管	支援金の支給に係る書類はどの程度保管する必要があるのか。	交付要綱第11に定めるとおり、交付申請書類のほか、帳簿及び全ての証拠書類を備えておかねばなりません。申請者は、交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかねばなりません。

【４】支援金の申請手続き

番号	項目	質問内容	回答
1	申請の方法	支援金の支給（交付）申請はどのように行うのか。	申請は、法人単位で受付けます。 申請者は、県のホームページから指定の申請様式を入手し、必要事項を入力の上、申請受付窓口へ提出してください。併せて県のホームページに記載されている支援金振込口座に関する書類を提出してください。 申請受付窓口への申請書等の提出は、郵送をお願いします。（※郵送のみの受付です。） <郵送先> 静岡県介護サービス事業所等物価高騰対策支援金事務局 〒420-0857 静岡市葵区御幸町8-1 JADEビル2階
2	申請書の作成方法	申請書に押印は必要か	押印は不要です。
3	支援金の振込口座	支援金の振込口座は運営法人の代表者名義でなければいけないか	原則、運営法人の代表者名義としてください。なお、代表者や職員の個人名義の口座には、振込を行いません。
4	支援金の支払時期	支援金はいつ振り込まれるのか	令和8年8月末までに振り込む予定です。

【５】支援金の併給他

番号	項目	質問内容	回答
1	支援金の併給	県内市町によっては、独自に物価高騰対策の補助や支援を行っているところがあるが、それらと県の支援金の併給は可能か	県としては、併給が可能であると考えています。 ただし、補助や支援を行っている市町には、併給の際のルールを決めているところがあるので、各市町の指示に従ってください。
2	支援金と他の補助金との重複申請	この支援金（重点支援交付金）と、本県の「介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金」及び「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金」等、他の補助金との重複申請はできるか【再掲】	この支援金（重点支援交付金）は、対象となる施設・事業所に係る物価高騰や、介護補助員・運転手等の賃金改善その他の施設運営に係る費用の支援を目的としています。この支援金と「介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金」、「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金」等の補助金の申請を行うことは可能です。ただし、支出する経費について、重複が生じないように留意してください。支援金に係る帳簿、証拠書類の保存は交付要綱に定められていますので、御確認をお願いします。
3	支援金と障害の同支援金との重複申請	この支援金（重点支援交付金）と、本県の「障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業」との重複申請はできるか【再掲】	この支援金（重点支援交付金）は、対象となる施設・事業所に係る物価高騰や、介護補助員・運転手等の賃金改善その他の施設運営に係る費用の支援を目的としています。「障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業」と同様の目的での支援となりますので、重複しての申請はできません。訪問系や共生サービス実施事業所等は特に御留意ください。